

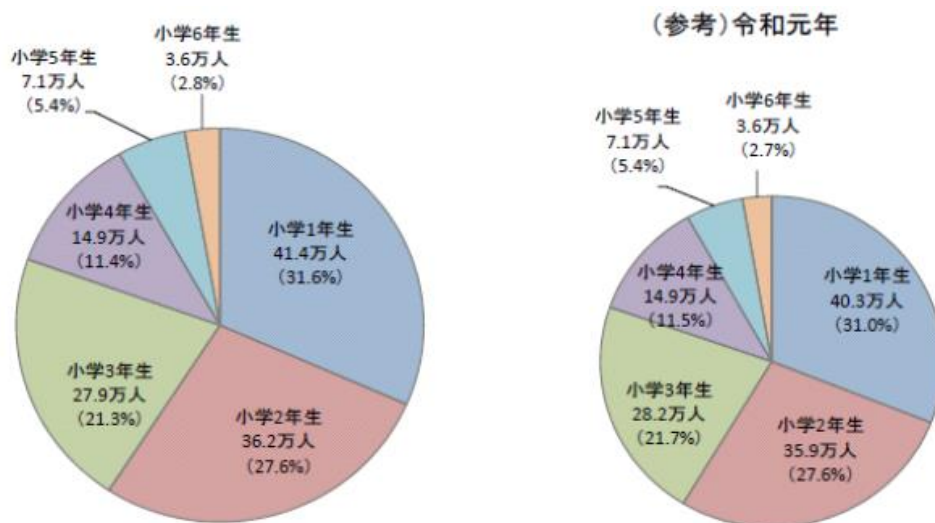
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における現状と課題について

1 放課後児童クラブにおける国の動向等

(1) 放課後児童クラブの対象児童の拡大

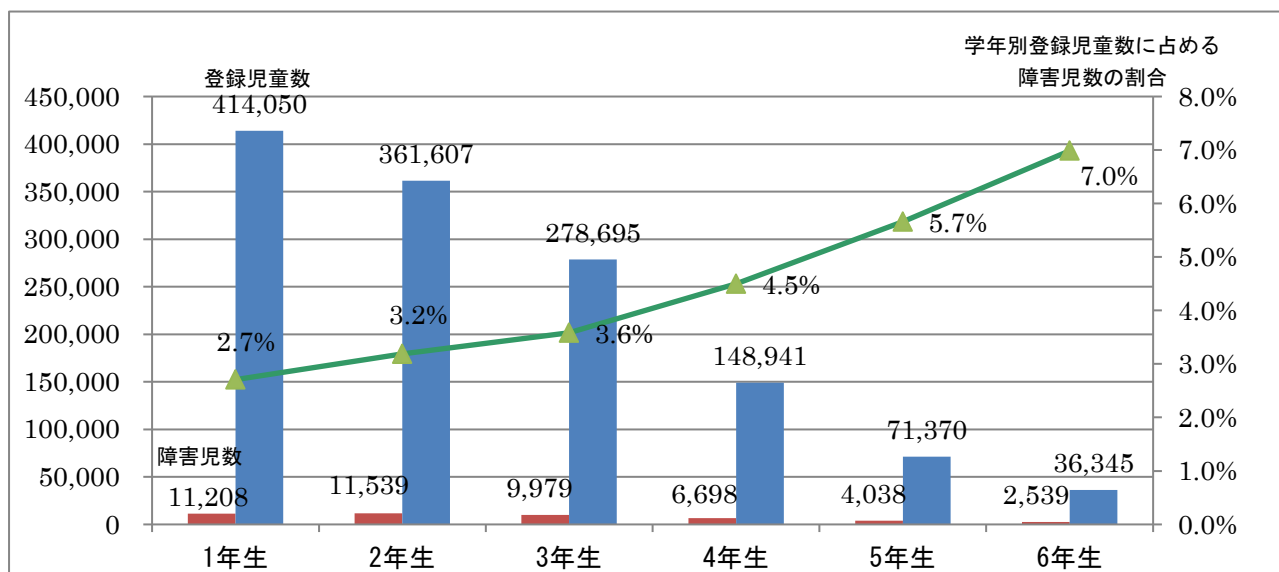
平成 24 年の児童福祉法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、放課後児童クラブの対象児童が「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童」と拡大された。

(2) 学年別登録児童数の状況（令和 2 年 7 月 1 日時点）



資料：厚生労働省 令和 2 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(3) 学年別登録児童数に占める障害児数の割合（令和 2 年 7 月 1 日時点）



※厚生労働省 令和 2 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況より作成

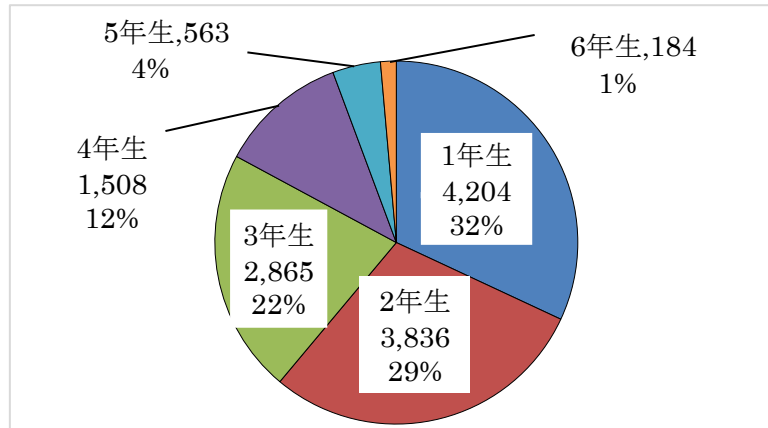
- ・学年が上がるにつれ、登録児童数は減少するものの、登録児童数に占める障害児数の割合は増加する傾向にある。

2 本市における放課後児童クラブの現状と課題

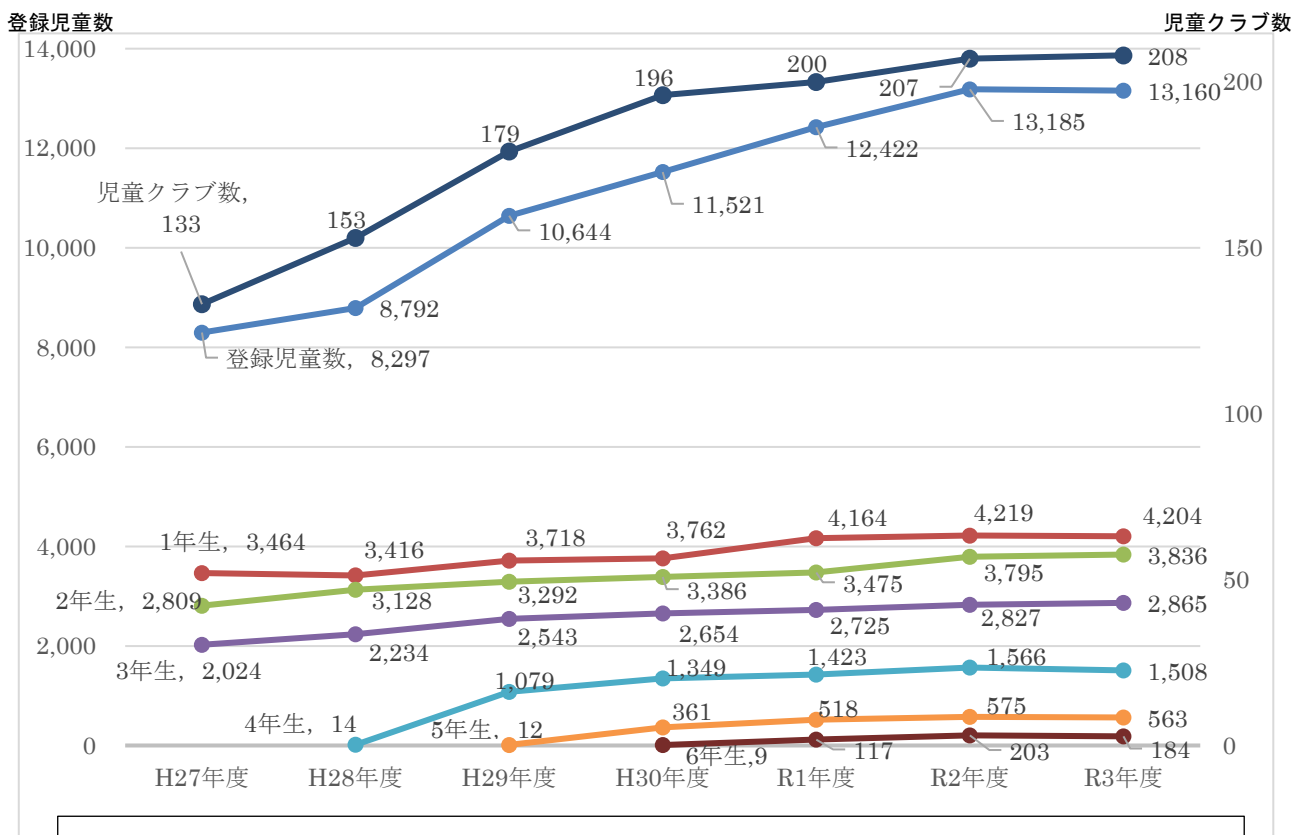
「仙台市すこやか子育てプラン 2015」において、高学年については、小学5年生までを平成30年度当初、小学6年生までを平成31年度当初までに受け入れることとしている。

(1) 学年別登録児童数の状況（令和3年5月1日時点）

令和元年度より、小学6年生までの児童の受入れを実施している。



(2) 登録児童数と児童クラブ数の推移（各年5月1日時点）



- ・登録児童数は、令和2年度までは年々増加しており、令和3年度は昨年度と比較しやや減少したものの、平成27年度と比較し約4,900人増加している。
- ・今年度、昨年度比で減少した理由としては、新型コロナウイルス感染症による就労状況の変化や利用自粛の意識が働いたものと思われる。

(3) 児童館及び児童クラブサテライトの設置数の推移（各年5月1日時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童館・児童センター	99	98	98	98	98	99	99
マイスクール児童館	10	10	11	11	12	12	12
コミュニティ児童館	2	2	2	2	2	2	2
(児童館計)	111	110	111	111	112	113	113
児童クラブサテライト	22	43	68	85	88	94	96
合計	133	153	179	196	200	207	209

※平成27年度から、新制度により館内サテライト室を本館として取り扱うこととしたため、当該サテライト室分が減少している。

(4) 児童クラブ実施場所

児童館の種類	概要
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置。 ・児童クラブ事業のほか、児童健全育成（自由来館児童対応、各種行事の開催等）、子育て家庭支援（子育て相談、子育てサークルの育成、幼児クラブの開設）、地域団体等との交流推進といった機能を有する。 ・現在、81館開館。
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の機能に加え、広めの遊戯室を備える等、体力増進を図る機能を有する。 ・旧泉市にて整備され、現在17館開館。
マイスクール児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の転用可能な教室を活用して、児童館事業を実施するもので、平成10年度から設置。 ・現在、12館開館。
コミュニティ児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の敷地内において、地域の運営委員会の管理運営のもと、児童館事業を実施するもので、平成19年度から設置。 ・現在、2館開館。

児童クラブの設置形態	概要
児童クラブサテライト室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブへの登録希望者が多い児童館において、児童館本館以外の場所に、児童クラブ運営のために設置。 ・平成19年度から設置し、現在96室開設。

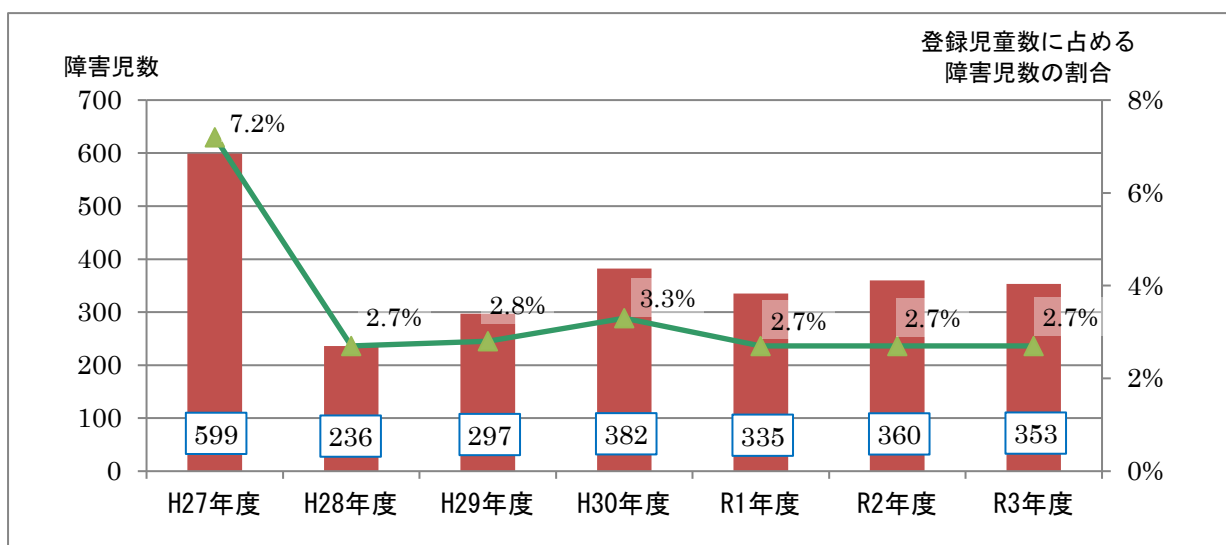
(5) 児童館及び児童クラブサテライトの整備状況（令和3年10月1日時点）

	児童館の種類	設置形態	児童館	箇所数
1	児童館・児童センター	単独設置	栗生、台原、新田、燕沢、西山、南材木町、大和、芦の口、上野山、黒松、向陽台等	36
2		市民センター等市民利用施設との併設	片平、貝ヶ森、木町通、幸町南、高砂、田子、沖野、南小泉、長町、鶴ヶ谷西、将監等	41
3		学校併設	通町、旭ヶ丘、愛子、富沢、荒井	5
4		学校敷地内	国見、小松島、八幡、東六番丁、南吉成、岡田、榴岡、鶴巻、宮城野、蒲町、東長町、向山、八木山、市名坂、南光台、八乙女	16
5	マイスクール児童館	学校校舎内	川平M、桜丘M、沖野M、太白M、人来田M、立町M、連坊M、荒巻M、広瀬M、鶴ヶ谷東M、東宮城野M、東二番丁M	12
6	コミュニティ児童館	学校敷地内	袋原コミュニティ、北六番丁コミュニティ	2
計				112 館

7	サテライト	学校校舎内	水の森、折立、台原①②、南吉成、愛子①②③、川平M、広瀬M①②、小松島①、荒巻M、立町M、北六番丁コミュニティ①、東部、高砂、鶴ヶ谷西①②、田子、岡田、原町、岩切①、新田①、宮城野①、鶴ヶ谷東M、東宮城野M、六郷①、遠見塚、蒲町①、沖野M、連坊M①②③、西多賀、柳生①、八木山、上野山、太白M、鹿野、南光台①②、将監、八乙女①、向陽台、高森C、寺岡C①②、七北田C、市名坂①②	51	
8		学校敷地内プレハブ	袋原コミュニティ、富沢①	2	
9		市有地内プレハブ	錦ヶ丘①、岩切②、六郷②	3	
10		借地内プレハブ	東長町	1	
11		公共施設内	木町通、錦ヶ丘②、新田②、七郷、榴岡①	5	
11		町内会集会所	栗生、新田③、柳生、金剛沢、北中山C	5	
12		民間賃借物件	片平、八幡、上杉、東六番丁、桜ヶ丘MS、小松島、北六番丁コミュニティ②、中野栄、福室、燕沢①②、鶴巻、榴岡②③、宮城野②、大和、蒲町②③、荒町、長町南①②③、中田、八本松、大野田①②、富沢②③、八乙女②	29	
計				96 室	

- ・令和2年度は、学校敷地等を活用し、4学区に6箇所のサテライトを整備した。
- ・学校敷地内に設置している児童館及びサテライトは、延べ87カ所。うち学校校舎内に設置している児童館及びサテライトは、延べ63箇所。

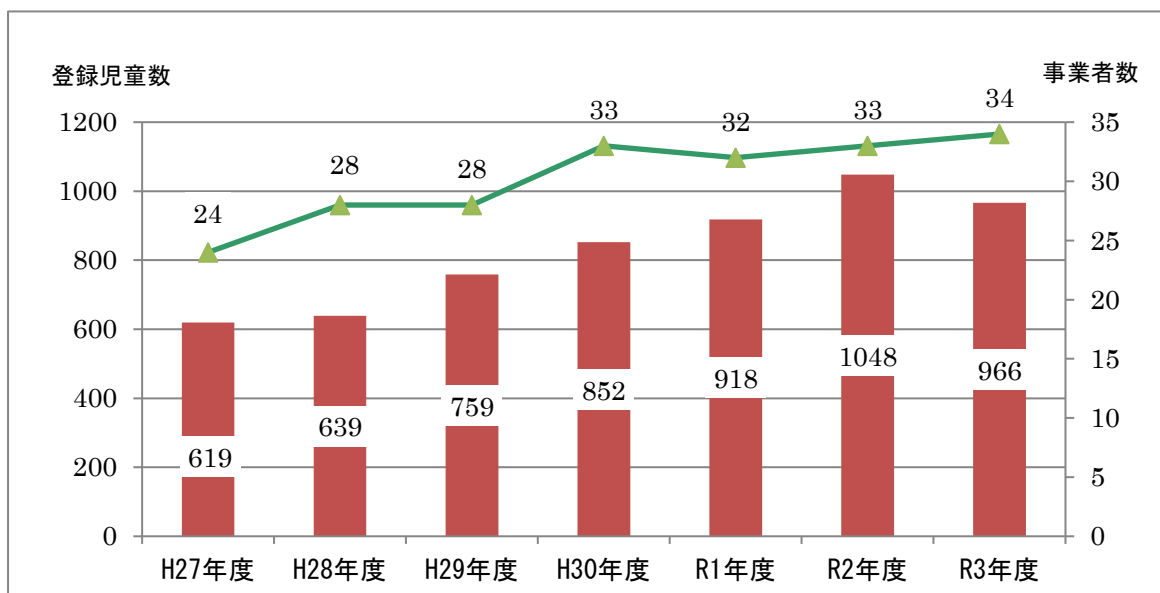
(6) 障害児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年5月1日時点）



※障害児：療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、
医師、児童相談所等公的機関からこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童

※国の障害児の定義の変更に伴い、平成28年度に障害児数が減少している。平成27年度以前は、上記の定義に児童館長等が支援の必要度が高いと判断した児童を加えたものとしていた。

(7) 民間事業者数と登録児童数の推移（各年5月1日時点）



- ・児童クラブ事業への民間事業者の参入が進んでいるが、当該事業者における令和3年度の登録児童数は令和2年度と比較すると、やや減少している。
- ・新規事業者において登録児童の確保に難航していることや、新型コロナウイルス感染症による就労状況の変化などにより、児童クラブ需要が減少したことによる影響と思われる。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応について

①対応経過・現状

(i) 令和2年3月以降の一斉休業期間中の対応

- ・3月2日からの市内小中学校等の臨時休校を受け、小学校の協力を得ながら児童クラブの利用を必要とする家庭の児童の受入れを行った。

(3月) 1～3年生：通常の登校時間～下校時間まで小学校、放課後の時間帯は児童館で受入れ
4～6年生：8時より児童館で受入れ

(4～5月) 1～4年生：通常の登校時間～下校時間まで小学校、放課後の時間帯は児童館で受入れ
5～6年生：8時より児童館で受入れ

※春休み期間(3月25日～4月7日)は通常通り全学年8時より児童館にて受入れ

- ・児童館施設における密度を緩和するため、児童館及びサテライト、学校施設を活用し活動面積の確保に努めた。
- ・児童クラブ以外の児童館事業(乳幼児親子や小中学生の自由来館等)を休止した。

(ii) 令和2年6月小学校再開以降の対応

- ・小学校の再開に伴い6月1日以降は学年を問わず通常の開設時間で受入れを行った。
- ・児童クラブ以外の児童館事業については、感染予防に配慮しながら6月より平日午前のみ乳幼児親子の自由来館を再開した。
- ・10月以降は、土曜日に限り小中学生の自由来館を再開した。自由来館の受入れにあたっては、保護者の同意書や利用者カードの提出を求め、来館者が特定できるようにした。
- ・また、子育て支援室に位置付けられている10館については、土曜日についても乳幼児親子の自由来館の受入れを再開した。(その他の館については引続き、平日午前のみ受入れ)

(iii) 令和3年度の対応状況

- ・令和3年3月26日より宮城県・仙台市緊急事態宣言の発出を受け、児童クラブ以外の児童館事業を休止、その後、国のまん延防止等重点措置の発出等もあり、5月11日まで事業を休止した。
- ・まん延防止等重点措置の解除に伴い、5月12日からは平日午前のみ乳幼児親子の自由来館を再開、また、宮城県・仙台市緊急事態宣言の解除に伴い、6月14日からは土曜日に限り小中学生の自由来館を再開した。
- ・8月12日に再度、宮城県・仙台市緊急事態宣言の発出があり、児童クラブ以外の児童館事業を休止、その後、国のまん延防止等重点措置の発出等により、9月30日まで事業を休止した。
- ・まん延防止等重点措置および宮城県・仙台市緊急事態宣言の解除に伴い、10月1日から平日午前のみ乳幼児親子の自由来館および土曜日のみ小中学生の自由来館を再開している。

(iii) 保護者負担金の取扱い

- ・これまで利用の有無に関わらず児童一人当たり3,000円(減免制度あり)を負担いただいていたが、三密回避のため可能な限り利用を控えてもらうため、以下のとおり取り扱いとした。

(令和2年3～5月)月に一度も利用しなかった場合には、保護者負担金を頂かない

(令和2年6月～)利用回数に応じて4段階の負担金額(月の利用一度もなし:0円、1～5回:1,000円、6～10回:2,000円、11回以上:3,000円)を設定

(令和3年4月～)利用回数に応じて4段階の負担金額(月の利用0～5回:1,000円、6～10回:2,000円、11回以上:3,000円)を設定

②感染者発生時の対応（現行）

（i）児童クラブの利用児童や児童館職員の感染が判明した場合

- ・感染したと思われる日以降において出席・出勤していたと保健所が判断した場合、保健所の疫学的調査および館内の消毒が終わるまでの期間（1日程度）臨時休館する（小学校の臨時休校期間に合わせる）。
- ・臨時休館期間中に疫学的調査や消毒作業等が完了しない可能性がある場合、また、複数の職員が感染確認および濃厚接触者認定等により出勤停止となった場合には、休館期間を延長する。

※令和3年度の休館状況：延べ11件（休館日数：1日＝6件、3日＝3件、4日＝1件、5日＝1件）

（ii）小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、臨時休校となる場合

- ・感染した児童が児童クラブの登録・利用が無い場合であっても、地域における感染拡大防止の観点から、当該校に準じ児童館を臨時休館とする。臨時休館の日数についても当該校に準じる。

※令和3年度の休館状況：延べ18件（休館日数：1日＝18件）

③ 感染症対策のための消耗品の支給

公設及び民間の児童クラブへマスクや消毒液、ハンドソープ等の感染防止対策のための消耗品を支給した。

④ 児童福祉施設等職員慰労金支給事業

児童福祉施設等で働く職員（公立・私立を問わず）を対象に慰労金として職員一人あたり5万円を支給した。児童館・児童クラブの職員1,284人に支給した。

（9）放課後児童クラブの課題

① 新型コロナウイルス感染症への対応

（i）活動面積の確保

- ・これまでも教育委員会と連携し、小学校の余裕教室等を活用し、児童クラブのためのスペースを提供してもらう他、コミュニティセンター等の公共施設、マンション等の民間物件を賃借することでサテライトを整備し、受け皿を確保してきたが、限られた児童館施設等において、いかに三密を回避し、感染予防対策に努めながら子どもたちの受入れを行うかが課題である。
- ・令和2年度当初から、児童館における3密回避のため、児童館事業である小中学生の自由来館の利用の制限が続いている。児童クラブの活動場所としてだけでなく、地域の子どもの居場所としての機能を確保することが求められる。

（ii）感染対策の徹底

- ・子どもたちの健康管理やマスク、手指消毒など感染防止対策の徹底をどのようにして図るか。
- ・クラスターの発生を未然に防ぐためには、早期探知の取り組みが重要である。保護者や職員からの早期の情報提供（PCR検査の対象となった、陽性者の濃厚接触者として特定された等）に協力を求めていく。

（iii）入退館管理の徹底

- ・感染者が発生した場合に、児童クラブの利用の有無や利用時間、その他の子ども達や職員との接触を把握するために、入退館管理を徹底する必要がある。正確な入退館の時間を把握するため、入退館管理システムの導入を検討している。

(iv) 子どもたちの心のケア

- ・平常時と比べて、遊びや活動の制限があること、また、その制限が長期間続いていることから、子どもたちがストレスを抱えている。ストレスが起因と思われる暴力等のトラブルの発生や表情が読み取れない、元気がないなどの声が現場の職員からも聞こえている。

(v) 地域交流や各種行事等について

- ・感染症拡大防止のため、外部の人が児童館に出入りすることを極力避ける必要があったことから、地域の方を講師に招いた行事や学生のボランティアとの遊びの活動等、これまで地域の人材資源に支えられてきた行事や活動に制約が生じている。子ども達の遊びを充実させるためには、地域人材の活用は必要不可欠であるため、感染予防を図りながら活動を充実させていくことが求められている。
- ・各児童館ごとに企画実施してきた様々な行事・イベントについて、「新型コロナウイルスの発生に伴う仙台市事業等の取り扱いについてのガイドライン」に基づき、実施を制限することとなり、幅広い関係者との交流が難しい状況である。行事・イベントの実施に際し、どのように制限を緩和していくかが課題となっている。

② 職員の質の向上

児童館職員の資質向上を図るための研修を年 8 回程度実施しているが、今年度は感染防止対策を講じたうえで、十分な受講の機会を確保することが困難であることから、研修の実施を見送った。今後は、研修の内容の工夫や職員が一カ所に集まらないよう DVD による研修やオンライン配信による受講等の検討を行っていく。

③ 人材の確保

保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員（保育士等の資格を有する職員）についても、各運営団体における人材確保が困難となっていることから、本市のメール配信サービスを活用して市民への求人情報を発信している他、教育委員会の協力を得て、通常学級で特別の配慮を必要とする児童について、担任の指導の補助を行う特別支援教育指導補助員等へ児童館の業務内容を案内する取り組みを行っている。また、国の補助制度を活用した放課後児童支援員の処遇改善等を実施し、必要な人材の確保に努めている。

④ 特別な支援を要する児童への対応

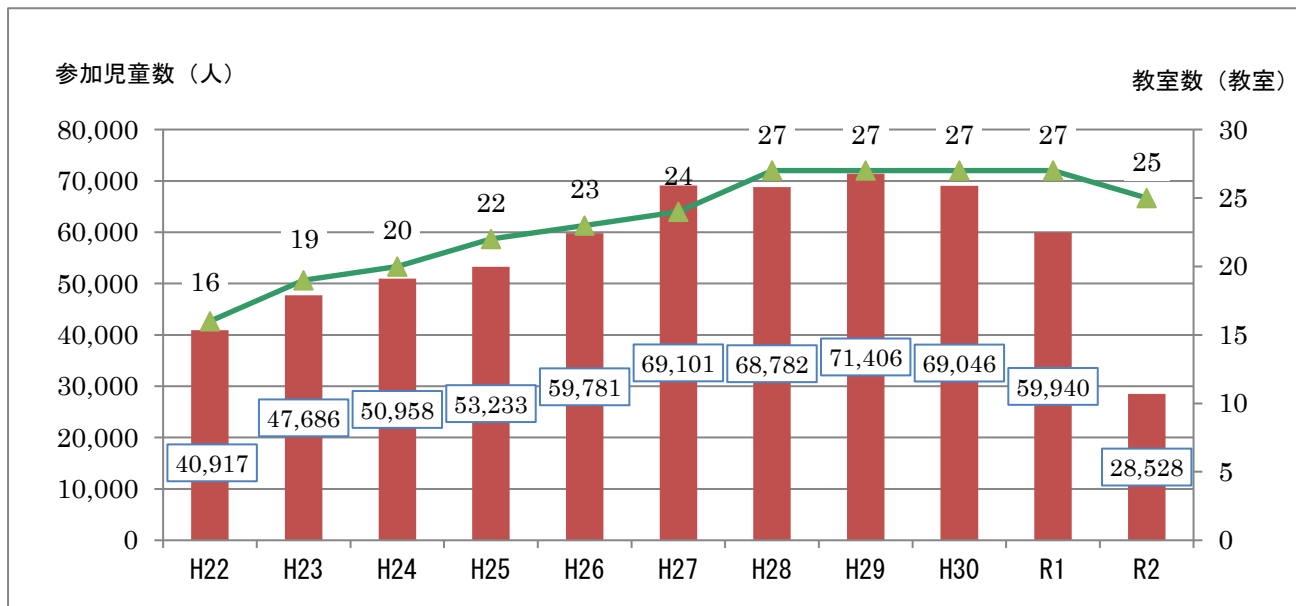
近年の傾向として、子どもの障害や特性からくる問題だけでなく、家族などの取り巻く環境が原因となるケースが増えている。そのようなケースにおいては、子どもだけでなく保護者支援や専門支援機関等との連携など、児童館のみでは対応が難しい場合が多く、教育委員会はもとより、健康福祉局や区役所などと組織横断的な関わり方が課題となっている。

3 本市における放課後子ども教室の現状と課題

(1) 放課後子ども教室の設置目的等

放課後の小学校施設などを活用して、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに地域の方々などの協力を得て、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場などを子どもたちに提供することにより、自ら学ぶ力を身に付けさせ、併せて地域で子どもを育む環境の充実を図ることを目的とするものである。

(2) 参加児童数と教室数の推移



- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、昨年度実施予定 27 校のうち、2 校が年度内の活動を見送る形となり、計 25 校での活動実施となった。
- ・新型コロナウイルス感染防止による休止等のため、参加延べ人数は大きく減少した。今般の状況も受け、今後も参加人数の減少状態が続くと推察される。

(3) 運営主体

- ・学校、保護者、地域の団体等により組織される「運営委員会」が運営の中心となっている。

(4) 活動の特徴

・活動場所

主に小学校施設（特別教室、図書室、体育館等）を活動のフィールドとしているが、休業日などの活動においては、地域の市民センターやイベント会場、その他学校外の施設で活動を行うこともある。

・活動内容

活動内容は教室ごとに異なり多岐に亘るが、主なものとして、次の活動をしている。

- ・「自由遊び」や「自主学習」といった子どもたちの自主的な活動を中心とするもの
- ・「書道」「茶道」「折り紙」などについて、地域の方を講師に招いて講座を実施するもの

- ・「地域の行事への参加」など、地域と一体となった体験・交流活動
- ・放課後子ども教室一覧は、別添資料4のとおり。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応について

① 対応経過・現状

(i) 令和2年3月以降の一斉休業期間中の対応

- ・3月2日からの市内小中学校等の臨時休校を受け、放課後子ども教室事業を含め学校を活動場所とする生涯学習事業を中止した。中止に際し、活動場所が学校施設外であっても、感染予防措置の趣旨を鑑み、実施の自粛を通知した。
- ・事業中止期間に自宅等で行う事務作業等については、コーディネーター等経費の支出時間とする特例措置を取る等、年度末及び次年度準備に関する事務作業の対応を柔軟に行うこととし、感染拡大防止に努めた。

(ii) 6月小学校再開以降の対応

- ・小学校の再開に伴い6月1日を事業開始可能日とした。再開に当たっては活動場所となる学校が新年度授業開始時期であることに配慮し、児童の安全を優先の上、必ず学校と開始時期等を相談することとした。
- ・7月4日現在で12教室、9月9日現在で20教室が事業を再開した。年度末時点で25教室が実施、2教室は年度内再開を見送った。
- ・参加時に体温や体調を確認し、具合の悪い方は参加させないことを徹底した。また、コーディネーターや安全指導員等の従事者は、健康チェックカードへの体温等を記入させ、必要に応じ提出することとした。
- ・三密回避と事前事後の消毒、活動内容の工夫を徹底した。

(iii) 令和3年度の対応状況

- ・令和3年3月26日より宮城県・仙台市緊急事態宣言の発出を受け、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業を休止、その後、国のまん延防止等重点措置の発出等もあり、5月12日以降の事業開始可能日まで事業を休止した。
- ・8月20日に再度、まん延防止等重点措置の発出があり、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業を休止、緊急事態宣言へ移行後の8月27日以降は、学校施設外での活動の自粛を通知した。宣言・措置等が解除となった10月1日以降に事業開始可能とした。
- ・10月以降は、2学期以降の事業再開を含め23教室が事業を再開している。2教室は実施時期を検討している。

② 感染者発生時の対応（現行）

(i) 放課後子ども教室の利用児童や従事者等の感染が判明した場合

- ・感染したと思われる日以降において利用・従事していたことが判明した場合、放課後子ども教室を2週間程度臨時休止する。
- ・原則、臨時休止期間内に専門業者等による教室内の消毒作業を実施する。

(ii) 小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、臨時休校となる場合

- ・感染した児童が放課後子ども教室の利用が無い場合であっても、地域における感染拡大防止の

観点から、当該校に準じ放課後子ども教室を臨時休止とする。臨時休止の日数についても当該校に準じる。

③ 感染症対策のための消耗品の支給

再開した各教室へ消毒液等、感染防止対策のための消耗品を支給する。

(6) 放課後子ども教室の課題について

① 新型コロナウイルス感染症への対応

(i) 感染対策の徹底

・子どもたちや従事者の健康管理やマスク、手指消毒など感染防止対策、および、各活動場所における感染防止策を継続し徹底する必要がある。

(ii) 充実した活動の確保

・これまで行ってきた事業内容の制限や変更等が長期間続いており、従事者も手探り状態で事業を実施している。また、感染症拡大の不安から再開に踏み切れない教室もあり、感染予防を図りながらいかにして活動を充実させるかが課題である。

② 事業の支援者の確保・スキルアップ

- ・子ども教室は地域の人材・資源を活かして実施する、いわば「ボランティアベース」の事業である。
- ・事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得ることを含め、地域の方々の協力のもとに実施している事業であることから、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域の方々の確保を進めていく必要がある。
- ・また昨年度は実施を見送った交流・研修については、今年度、感染防止対策を講じた上で、6月に実施し、新規講座の情報提供やコロナ禍での教室運営の工夫等について情報交換を行った。年間で計2回の実施を予定している。今後は、研修内容の伝達や各教室間における情報の共有・工夫の在り方を含め検討を行っていく。
- ・新たな地域関係者の確保と並行して、事業のコーディネーターなどの関係者の固定化を避けることに努めるとともに、コーディネーターの事業運営スキルの向上を図っていく必要がある。

③ 関係者（協力者）とのネットワーク構築

- ・「事業運営のスキル向上」と密接に関連するが、当然コーディネーター個人で事業運営をなし得るものではないので、様々な機関とのネットワークを構築・深化し、関係者の力を取り入れながら、質の高い事業運営を図る必要がある。

④ 児童クラブとの一体的・連携した運営

- ・平成26年12月に文部科学省が明示した一体型運営の定義に照らした場合、一体型の必要条件である「学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置」されており、かつ放課後子ども教室が開設されている学校数は『11箇所』となっている。
- ・必要に応じて児童クラブとの連携を促進し、活動内容の充実や運営の効率化を図っていく。